

別表第一号の四 無線局の登録申請書及び包括登録申請書の様式(第25条の10第1項及び第25条の17第1項関係)



無線局^登録^申請書(注1)
包括登録

年 月 日

(何)総合通信局長(注2)殿

申請者(注3)

^{ふりがな}住所
^{ふりがな}氏名又は名称



下記の無線局の登録を受けたいので、電波法第27条の18第2項の規定により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 無線設備の規格	
2 無線設備の設置場所若しくは無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲	
3 周波数及び空中線電力	
4 備考	

注1 登録又は包括登録のいずれかの不要な文字を^{まつ}抹消すること。

2 沖縄の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

3 申請者欄の記載は、次によること。

(1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(3) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び本邦内における居住地を記載すること。

(4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の電話番号を付記すること。

4 収入印紙については、当該欄に全部をちよう付できない場合は、その欄に別紙にちよう付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙にちよう付すること。

5 1の欄の記載は、登録又は包括登録を受けようとする無線局の無線設備の規格を記

載すること。

6 2の欄は、次によること。

- (1) 移動しない無線局にあつては登録を受けようとする無線局の無線設備の設置場所を「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載し、併せて空中線の位置の経度及び緯度をそれぞれ度、分及び秒をもつて「135.30.30」のように記載すること。ただし、施行規則第16条第1号に規定する無線局にあつては「何県何市何町〇—〇—〇何ビル屋上(又は公衆電話ボックス上)」等と記載することとし、空中線の位置の経度及び緯度の記載は要しない。
- (2) 移動する無線局にあつては移動範囲を記載することとし、「東京都及び神奈川県」のように記載すること。
- (3) 包括登録を受けようとするときは、包括登録に係るすべての無線設備を設置しようとする区域を記載すること。ただし、移動する無線局にあつては移動範囲を記載することとし、「東京都及び神奈川県」のように記載すること。

7 3の欄は、次によること。

- (1) 周波数及び周波数ごとの空中線電力を記載すること。
- (2) 周波数については、使用する周波数を記載することとし、包括登録を受けようとするときは、包括登録に係るすべての無線局が使用する周波数を記載すること。
- (3) 空中線電力については、使用する無線設備が送信に際して使用できる最大の空中線電力を記載することとし、包括登録を受けようとするときは、包括登録を受けようとするすべての無線設備が送信に際して使用できる空中線電力のうち最大のものを記載すること。

8 4の欄は、当該申請に係る連絡先として、法人にあつては、連絡先の名称並びに担当責任者の氏名及び電話番号その他必要な連絡先を記載すること。

9 登録状の送付を希望するときは、申請者の住所及び郵便番号並びに氏名又は名称を記載した封筒を申請書に添付すること。

10 用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合には、その欄に別紙に記載する旨を記載し、同規格の用紙に記載すること。

いて、適合表示無線設備の番号を一括して記載する場合は、「ABC89001～ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。

(3) 製造番号の欄は、登録に係る無線局の無線設備の製造番号を記載すること。複数の無線設備について、製造番号を一括して記載する場合は、「ABC89001～ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。

(4) 空中線の利得の欄は、移動しない無線局であつて、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り、その無線設備が使用する最大の空中線利得をGis(絶対利得)で記載すること。

(5) 指向方向の欄は、移動しない無線局に限り、指向性空中線を使用する無線局であつて空中線を回転させないで使用する場合に、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。

8 7の欄の記載は、次によること。

(1) 包括登録の申請の場合に限り、登録の有効期間中において同時に開設されていることとなる無線局の見込数を記載すること。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

(3) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第25条の10第4項又は第25条の17第4項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の登録の番号を記載すること。

9 移動しない無線局(包括登録の場合を除く。)にあつては、次の資料を添付すること。

(1) 移動しない無線局を通信の相手方とする無線局

申請に係る無線局及びその通信の相手方となる無線局相互間の位置並びにそれらの電波伝搬路及びその距離を記載した回線経路を示す資料。ただし、相互に通信を行う2以上の無線局の登録の申請を同時に行う場合(一の総合通信局の管轄区域内に開設する場合に限る。)は、一の無線局について当該資料を添付し、他の無線局については、7の欄に当該一の無線局に当該資料を添付した旨を記載することにより、当該資料の添付を省略することができる。

(2) 移動する無線局を通信の相手方とする無線局

申請に係る無線局における業務区域を記載した地図

10 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。

電波法

(登録の特例)

第二十七条の二十九 第二十七条の十八第一項の登録を受けなければならない無線局を同項の総務省令で定める区域内に二以上開設しようとする者は、その無線局が周波数及び無線設備の規格を同じくするものである限りにおいて、この条から第二十七条の三十四までに規定するところにより、これらの無線局を包括して対象とする同項の登録を受けることができる。

2 前項の規定による登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 開設しようとする無線局の無線設備の規格
- 三 無線設備を設置しようとする区域(移動する無線局にあつては、移動範囲)
- 四 周波数及び空中線電力

3 前項の申請書には、開設の目的その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

無線局免許手続規則

(包括登録の申請書等)

第二十五条の十七 法第二十七条の二十九第二項の申請書の様式は、別表第一号の四のとおりとする。

2 法第二十七条の二十九第三項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 無線局の種別
- 二 希望する登録の有効期間
- 三 運用開始の予定期日(それぞれの登録局の運用が開始される日のうち最も早い日の予定期日をいう。)
- 四 登録の有効期間中において同時に開設されていることとなる無線局の見込数

3 法第二十七条の二十九第二項の申請書に添付する書類の様式は、別表第二号の五のとおりとする。

4 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の内容は、既に登録を受けた無線局に係る契約の内容とその内容が同一である契約に係る無線局の登録をしようとする場合(当該既に登録を受けた無線局の登録人が登録をしようとする場合に限る。)には、その旨及び当該既に登録を受けた無線局の登録の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。

(空中線電力の登録)

第二十五条の十八 法第二十七条の三十四第二項において読み替えて適用する法第二十七条の十九の規定により法第百三条の二第四項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに登録することとなる空中線電力については、包括登録に係るすべての登録局が送信に際して使用できる空中線電力のうち、最大のものとする。